

## 会 議 録

会議名称	平成28年度 第1回加古川市立学校校区審議会
開催日時	平成28年9月21日(水) 午前10時00分から午前11時10分まで
開催場所	加古川市役所新館8階 181会議室
出席者	<p>&lt;委員&gt;</p> <p>大西 なつみ委員、田中 邦彦委員、大塚 健弘委員、岡本 泰子委員、大森 俊昭委員、木村 眞理委員、山内 貞人委員、西浦 富士子委員</p> <p>&lt;事務局&gt;</p> <p>田淵教育長、諏訪教育総務部長、日浦教育指導部長、平田教育総務部次長、大西教育指導部参事(学校教育担当)、吉田教育総務課長、竹中学務課長、乗田学務課副課長、岡野学務課係長、中川学務課主査</p>
会議次第	<p>1 開会</p> <p>2 委嘱状の交付</p> <p>3 教育長あいさつ</p> <p>4 委員紹介</p> <p>5 会長及び副会長の選出について</p> <p>6 議事</p> <p>(1) 規定及び平成28年度加古川市立小・中学校の就学状況について</p> <p>①加古川市立小学校及び中学校校区規則について</p> <p>②就学すべき学校の変更(校区外・区域外就学)について</p> <p>③児童生徒及び学級数について</p> <p>7 その他</p> <p>8 閉会</p>
配付資料	冊子「平成28年度第1回加古川市立学校校区審議会」

審議内容(発言者、発言内容、審議経過等)	
1 開会	
2 委嘱状の交付	
3 教育長あいさつ	教育長あいさつ
4 委員紹介	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各委員自己紹介</li> <li>・事務局職員自己紹介</li> <li>・司会より会議の成立報告</li> </ul>

<p>5 会長及び副会長の選出について</p> <p>(会長)</p>	<p>・司会より事務局案(会長に大森委員、副会長に大塚委員)を提案。          ・委員より異議なしとの声を得て、会長に大森委員、副会長に大塚委員を選出。</p> <p>会長あいさつ：子どもたちのため、また保護者が安心してお子さんを学校へ通わせていただけるよう、話し合いを進めていきたい。</p>
<p>6 議事(事務局)</p> <p>(委員)</p> <p>(事務局)</p> <p>(会長)</p> <p>(事務局)</p> <p>(委員)</p> <p>(委員)</p>	<p>(1) 規定及び平成28年度加古川市立小・中学校の就学状況について          ①-1 加古川市立小学校及び中学校校区規則について          「加古川市立小学校及び中学校校区規則」及び「加古川市立小学校・中学校の校区を定める要綱」に基づき、小学校及び中学校の校区割について説明・報告。</p> <p>校区規則では氷丘小学校区であるにもかかわらず、氷丘南小学校に複数の児童が通っている地区があるが、間違いはないか確認していただきたい。</p> <p>町内会理由により校区外から就学されている児童であると思われる。氷丘南小学校区の町内会に所属されておれば、氷丘小学校区であっても校区外申請により、氷丘南小学校に就学できることがある。</p> <p>校区について何か保護者からの要望や、課題などはあるか。</p> <p>加古川市では現在、神野小学校、平岡小学校及び平岡東小学校の3つの校区において、同じ小学校の児童が異なる中学校へ進学するという状況となっている。このうち平岡東小学校区については、大多数の児童が平岡中学校に進学する一方で、城の宮団地地区の少数の児童のみが平岡南中学校へ進学するという状況である。</p> <p>こうした状況のもと、保護者からも校区改正の要望の声があがっているが、地域全体として意見がまとまっていない。</p> <p>教育委員会としては、地元の意向を無視して校区の改正を行うことは適切でないと考えているため、校区の変更にあたっては、まずは地元で意見を集約していただき、要望をあげていただくよう依頼している。</p> <p>城の宮団地から平岡中学校へは国道2号線を横断することになるため、安全面では平岡南中学校へ通学の方が望ましいと考える。</p> <p>八幡小学校では5年前には各学年2クラスあったが、学級数が減少し、</p>

	<p>現在は6学年のうち半分が単学級となっている。八幡小学校では少人数のお互いがよくわかる環境の中で過ごした子ども達が、八幡小・神野小・陵北小の3つの小学校が集まる山手中学校に進学した後、残念ながら不適應を起こしてしまう子どももいる。</p> <p>平岡東小学校から平岡南中学校に就学する子が10人を下回っており、今後も減少していくと聞いている。平岡南中学校の生徒数は約600人弱であるが、1学年が約200人と考えると、平岡東小学校出身の子が各クラスに1～2人しかいないかもしれない中で、子どもたちにメリットはあるだろうか。城の宮団地の児童を含め、平岡東小学校の児童が全て平岡中学校に進学することになっても問題はないと考えるが、保護者にもいろいろなお意見があると思う。学校を選択できる形をとれたら、子どもたちにとっても保護者にとっても、安全面でもよいのではないかと思う。</p>
(会長)	安全面でのメリットや、少数の子どもが大勢の中に入っていくことのデメリットをよく考えなくてはいけないというご意見があったが、その他、ご意見はないか。
(委員)	<p>城の宮地区が平岡中学校区になった場合、自転車で国道2号線を横断することになり、通学上の危険は考えられる。しかし、城の宮団地から平岡南中学校へ通学する区間については痴漢の発生が多いなど、こちらも課題はある。</p> <p>また、城の宮地区の中でも保護者の意見が分かれているため、話が進まないと聞いている。町内会を一つにまとめることは、なかなか難しい。隣近所で就学する学校が異なるのは、本来はおかしいと思うが、自由選択も一つの方法ではないかと考える。</p>
(会長)	加古川市では、ほかに国道2号線や明姫幹線をまたぐ校区はあるのか。
(事務局)	例えば、鳩里小の場合、稲屋の南の方に住む児童は、明姫幹線を越えて通学している。ただし、大きい道路は歩道橋があり問題なく通学できているため、校区を変更してほしいという要望も特にない。
(会長)	地元における意見の集約状況はどうなっているのか。
(事務局)	先ほどの話でもあったとおり、城の宮地区の中でも保護者の意見が分かれているため、意見がまとまらないという状況である。

(会長)	現在、校区を自由選択できる区域はあるのか。
(事務局)	平岡小学校区のうち、平岡町新在家のJ R以北かつ加古川パイパス以南かつ県道八幡別府線以西の地域については校区外申請により、平岡北小学校に就学が可能である。 また、加古川町篠原町のうちJ R以北の地域については、本来は加古川小学校区であるが、氷丘南小学校に就学することが可能である。
(委員)	城の宮に町内会はどのくらいあるのか。
(事務局)	町内会は5つあり、意見がなかなかまとまらないと聞いている。
(会長)	自由選択という話が委員から出たが、事務局としてはどのように考えているのか。
(事務局)	一度、城の宮の保護者の方が相談に来られた際、選択制について、提案を行っている。しかし、それでも意見がまとまらないとのことであった。
(委員)	その時の学年によって考え方が違うと思う。意見をまとめるには時間がかかるし、時間をかければ、また考え方が変わってくる気がする。
(会長)	すぐに結論を出すのは難しいと思う。
(事務局)	教育委員会としても、町内会の意見を無視した形で話を進めることは困難である。町内会で意見を集約し、要望書を提出していただいたうえで校区を改正すべきであると考えている。
(委員)	現在、市は町内会の意見を尊重するというを前提にしているので、まずは地元から意見が出てこないと思う。市の意見を言い過ぎると、地元との意見に大きなギャップが生じることがあるため、行政は上手にフォローしないといけないが、地道にやっていくしか仕方がないと思う。
(会長)	対象の児童が少ないだけに個人の意見が全体の意見になる部分もあり、なかなか話が進まないと思う。この場で決定するのはなかなか難しいが、自由選択について検討していただくと同時に、町内会の意見を把握しながら、子ども達にとって一番いい方法で進めていければ

	よいと思う。
(事務局)	②就学すべき学校の変更（校区外・区域外就学）について 「就学すべき学校の変更に関する要綱」に基づき、校区外・区域外就学を許可する基準及び申請・許可状況について説明・報告。
(会長)	住民票を異動した場合、保護者に対して校区外就学の基準があるということは説明しているのか。校区外就学の基準についてはホームページに掲載しているが、広報では周知しているのか。
(事務局)	広報には掲載していない。
(会長)	住宅を購入したり、学期途中で転居した場合で、保護者が引き続きその学校への就学を希望されていても、校区外就学の基準を知っておられなければ、学校を転校されるのではないか。
(事務局)	通常、まずは「住民票を異動するが、そのまま学校に通いたい」と学校に相談されることが多いので、その後、学務課で校区外就学について説明をさせていただいている。
(委員)	校区外就学している人数は全て把握はしているのか。
(事務局)	把握している。
(委員)	例えば、実際に居住していないところに住民票を異動し、希望校へ就学するようなことがないのか。そのようなことがないよう教育委員会で確認を行っていただきたい。
(事務局)	法律上、住民票は実際に住んでいる場所に置かないといけないことになっている。希望校に就学するために実態のない住所に住民票を異動させることは住民基本台帳法違反となる。住民票の異動に係る事務は市民課で行っており、教育委員会では登録された住民票に基づき事務を行うこととなる。 また、転居の場合、保護者は学務課に相談されたり、学校に相談されたりとケースバイケースであるため、校区外就学の手続きをされずに、すぐに転校されることもあるというのが現在の実態である。
(会長)	保護者に対しては、校区外就学について詳細な説明をしていただき、

	<p>保護者の方に考えていただけるようにして欲しい。</p>
(事務局)	<p>③児童生徒及び学級数について 平成 28 年 5 月 1 日現在の児童生徒・学級数及び平成 32 年度まで児童生徒・学級数の推計について説明。</p>
(会長)	<p>小規模校な学校は小規模の良さを活かし、また、お互いに連携等を取りながら運営していただいているかと思う。</p>
7 その他	
(会長)	<p>その他、何か委員の方からご意見はないか。</p>
(委員)	<p>各校園における「ユニット 1 2」の活動が地域にあまり知られていない。ポスターの配布はあるが、地域ごとの会議にもっとアピールしていただくよう考えていただきたい。</p>
(会長)	<p>校区の区割りとは少し異なるが、校区として子供たちをどう育てるかという点では、各地域の会議の中で、ご理解やご意見をいただくのは大切だと思うがどうか。</p>
(事務局)	<p>「ユニット 1 2」は、もともと校種間連携といって保育園・幼稚園・小学校・中学校と、学校間の連携をまずスタートにやってきた。しかし、昨年度くらいから地域との連携が課題であるという意見もあり、今年度はいかに地域と連携していくかというところを模索しながら、今後の展開を検討している。地域によっては「ユニットだより」を発行し、町内会の方にご覧いただいたり、回覧している。 今年度は、行政懇談会においても「地域総がかりで子供を育てる」というテーマになっており、教育委員会としても、地域の方と連携しながら、地域の方にもユニットの活動を十分知っていただき、共に総がかりで子供たちの教育に取り組んでいきたいと考えている。</p>
(委員)	<p>「共助」というのは理解できるが、市や社会福祉協議会が町内会に対して話に来られるのは、今はお年寄りの問題が多い。介護保険の問題もあり、行政にお金がないから、地域の目標として地域に任せようというスタンスであるが、現実には本当に難しい。 子どもの教育は非常に大事だと思っているので、見守り活動も、積極的に行っているが、虐待など色々な問題があるのは学校から聞いてはいるものの、子どもが実際にどうなっているのか家庭の中まで正直わ</p>

	<p>からない。</p> <p>世間はどうしても年寄りに目が向いているので、子どもにもバランス良く目を向けていかなければならないが、学校園がいろいろと取り組んでいる内容がよくわからないので、提案させていただいた。</p> <p>町内会も手一杯であるが、子供のことは大事に思っているので、その中で町内会と共に進めたいという課題があれば、行政は上手に対応していただきたい。</p>
(会長)	<p>ユニット以外に、お気づきになったことがあれば、議題に関わることでなくてもご意見をいただきたい。</p>
(委員)	<p>行政懇談会において、今年は「地域総がかりの子育て」に関する意見を出してくれと、主任児童委員にも話があった。就園前の子どもに対しては子育て広場などを開いているが、小学校に就学し、学校から帰宅してからの子どもに対するフォローはまだまだ必要かと思う。</p>
(会長)	<p>地域における子どもの見守りについてご意見はあるか。</p>
(委員)	<p>通学路の件だが、緑色の路側帯（グリーンベルト）は、小学校からおおむね 300 メートルの区域内にある道路でないといけないという規程があるようだが、学校に近いところは先生方がおられるが、学校から遠いところは塗装してもらえないのか。予算の関係もあるのか。</p>
(事務局)	<p>予算の関係もあるが、すべての道路にグリーンベルトを設置することはできないので、基準を定めている。</p>
(事務局)	<p>事務局より議事録の公開について説明</p>
8 閉会	